四十一　介護保険法第百十五条の四十五第十項及び第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る利用者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該請求に係る利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該請求に係る利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
四十二　介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の第一号事業支給費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四十三　介護保険法第百二十九条の保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四十四　介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　賦課被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
四十五　介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四十六　介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四十七　介護保険法施行規則第三十二条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
四十八　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十五条　第二条の表百三十三の項で定める事務は、介護保険法第六十九条の五（第一号に限る。）の介護支援専門員の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該届出に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第百三十六条　第二条の表百三十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　精神保健福祉士法第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
三　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十四条第一項（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
四　精神保健福祉士法施行規則第十六条（第一号に限る。）（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第百三十七条　第二条の表百三十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　言語聴覚士法第三条の言語聴覚士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
三　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第四条第二項の言語聴覚士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　言語聴覚士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
五　言語聴覚士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百三十八条　第二条の表百三十六の項で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表百三十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
二　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百三十九条　第二条の表百三十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第四十四条の三の二第一項又は第五十条の三第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る患者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報